法第百二十九条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項
法第百三十八条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項
第三十四条第二項	法第百三十九条第七項又は同条第八項若しくは法第百四十条第九項の規定により免除保険料額又は免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項から第九項まで又は第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている
第三十六条	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	前条第二項	同条第九項
第三十五条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十五条第二項	同項

第三条第二項の表第三十五条から第三十六条の二までの項中「から第三十六条の二まで」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十六条の二	法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	同条第八項及び第九項	同条第九項
	同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同条第九項	同項

（国有資産等所在市町村交付金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第三項」を「第五項」に改める。

一　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の五第八号

二　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十五条第二項

（印紙税法施行令の一部改正）

第七条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「第百十一条第三項」を「第百十一条第五項」に改め、同条第二号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第九項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項（第六号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

内閣官房令

○内閣官房令第十一号

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第一条第三項及び第十条（同令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年九月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成二十一年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。